

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和8年6月11日

【発行者名】 CSOPアセット・マネジメント・プライベート・リミテッド
(CSOP Asset Management Pte. Ltd.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼最高経営責任者 リー・ウェイ・ルーン
(Director/Chief Executive Officer, LEE Wei Loon)

【本店の所在の場所】 シンガポール 018960 マリーナ・ビュー 8 アジア・スクエア・タ
ワー 1 #36 - 05
(8 Marina View, #36-05 Asia Square Tower 1, Singapore
018960)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 上石 涼太
同 多加谷 慶一郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 CSOP米ドル・セレクト・マネー・マーケット・ファンド
(CSOP US Dollar Select Money Market Fund)

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の
金額】 100億米ドル（約1兆5,581億円）を上限とします。
（注）米ドルの円貨換算は、2026年2月27日現在の株式会社三菱UF
J銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=155.81円）によりま
す。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示は全てこれによ
るものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和8年5月29日付で提出した有価証券届出書につき、「第一部 証券情報、(2) 外国投資信託受益証券の形態等」、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況」の「1 ファンドの性格」、「4 手数料等及び税金」及び「5 運用状況」、「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営」の「3 資産管理等の概要」、「第二部 ファンド情報、第4 外国投資信託受益証券事務の概要」並びに「第三部 特別情報、第1 管理会社の概況」の「1 管理会社の概況」を新たな情報により訂正および追加するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第一部【証券情報】

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

<訂正前>

サブ・ファンドの受益証券（以下「受益証券」又は「ファンド証券」といいます。）については、券面は発行されていません。

（後略）

<訂正後>

記名式無額面受益証券。サブ・ファンドの受益証券（以下「受益証券」又は「ファンド証券」といいます。）については、券面は発行されていません。

（後略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

（前略）

管理会社は、該当するシンガポール証券先物法の規定及びその他全ての関連法、シンガポール金融管理局により発行される集団投資スキームに関するコード（以下「シンガポール集団投資スキームコード」といいます。）、本信託証書並びに全ての関連契約が順守されるよう確保する責任も負います。管理会社は、ユニットの信託受益者（以下「受益者」といいます。）との全ての通信に対する責任を負いません。

<訂正後>

（前略）

管理会社は、該当するシンガポール証券先物法の規定及びその他全ての関連法、シンガポール金融管理局により発行される集団投資スキームに関するコード（以下「シンガポール集団投資スキームコード」といいます。）、本信託証書並びに全ての関連契約が順守されるよう確保する責任も負います。管理会社は、ユニットの信託受益者（以下「受益者」といいます。）との全ての通信に対する責任を負いません。

サブ・ファンドの目的は、米ドル建ての預金利率と同等の流動性及びリターンを提供することを目指すことにあります。サブ・ファンドの目的については、後記「2 投資方針(1) 投資方針」もご参照ください。

本信託証書によって発行可能な受益証券の数に限度額は存在しません。

4【手数料等及び税金】

(3)【管理報酬等】

<訂正前>

年間の報酬及び費用の総額は、純資産総額の年率0.5%を上限とし、そのうち、管理会社の報酬は年率0.1%、販売報酬及び代行協会員報酬の合計は年率0.3%を上限とします。

各報酬の支払い先及び役務の内容は以下のとおりです。

管理会社の報酬

ファンド資産の管理および運用等の業務の対価として、管理会社に支払われます。

受託会社の報酬

ファンド資産の受託業務の対価として、受託会社に支払われます。

保管会社の報酬

ファンドに関する管理事務代行業務およびファンド資産の保管業務の対価として、保管会社に支払われます。

販売報酬

受益証券の販売・買戻し業務等の対価として、日本における販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表並びに日本法及び/又は日本証券業協会により要請されるファンドの財務書類の備置等の業務の対価として代行協会員に支払われます。

<訂正後>

年間の報酬及び費用の総額は、純資産総額の年率0.5%を上限とし、そのうち、管理会社の報酬は年率0.1%、販売報酬及び代行協会員報酬の合計は年率0.3%を上限とします。

各報酬の支払い先及び役務の内容は以下のとおりです。

管理会社の報酬

ファンド資産の管理および運用等の業務の対価として、サブ・ファンドの資産から、各四半期末毎に、後払いにて、管理会社に支払われます。

受託会社の報酬

ファンド資産の受託業務の対価として、サブ・ファンドの資産から、各月末毎に、後払いにて、受託会社に支払われます。

保管会社の報酬

ファンドに関する管理事務代行業務およびファンド資産の保管業務の対価として、サブ・ファンドの資産から、各月末毎に、後払いにて、保管会社に支払われます。

販売報酬

受益証券の販売・買戻し業務等の対価として、サブ・ファンドの資産から、各月末毎に、後払いにて、日本における販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表並びに日本法及び/又は日本証券業協会により要請されるファンドの財務書類の備置等の業務の対価として、1年に1回、後払いにて、代行協会員に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

<訂正前>

ファンド管理及び評価報酬、監査報酬、会計報酬、印刷費用及び自己負担費用を含むその他の報酬並びに手数料は、上記の純資産総額の年率0.5%の範囲で支払われます。

<訂正後>

ファンド管理及び評価報酬、監査報酬、会計報酬、印刷費用及び自己負担費用を含むその他の報酬並びに手数料は、上記の純資産総額の年率0.5%の範囲で支払われます。これらの報酬及び手数料は、サブ・ファンドの資産から、通常は後払いにて、支払われます。

5 【運用状況】**(2) 【投資資産】****【投資有価証券の主要銘柄】**

<訂正前>

(2026年2月末日)

	銘柄	種類	発行国	利率 (クーポン レート) (%)	償還日	数量/額面	(米ドル)			投資 比率 (%)
							額面金額	取得金額	時価	
1	ALINMA 0 09/08/26 CORP	譲渡性預金	ケイマン諸島	-	2026年9月8日	5,000,000	97.886368	4,892,667.10	4,894,318.40	8.90%
2	B 03/24/26 CORP	米国財務省 短期証券	米国	-	2026年3月24日	1,500,000	99.758667	1,495,927.50	1,496,380.01	2.72%
3	BSFR 0 09/01/26 CORP	譲渡性預金	サウジアラビア	-	2026年9月1日	5,000,000	97.789677	4,887,691.70	4,889,483.85	8.89%
4	GFGCHK NOTE USD 4.70 05/26/26	OTCノート	香港	4.70%	2026年5月26日	5,000,000	100	5,000,000.00	5,000,652.78	9.09%
5	NCBKSG 0 10/13/26 CORP	譲渡性預金	シンガポール	-	2026年10月13日	5,000,000	97.49868	4,873,281.15	4,874,934.00	8.86%
6	RIBL 0 06/23/26 CORP	譲渡性預金	サウジアラビア	-	2026年6月23日	5,000,000	98.561684	4,926,208.14	4,928,084.20	8.96%
7	RJHIAB 0 08/21/26 CORP	譲渡性預金	サウジアラビア	-	2026年8月21日	5,000,000	97.93226	4,894,830.49	4,896,613.00	8.90%

<訂正後>

(2026年2月末日)

	銘柄	種類	発行国	利率 (クーポン レート) (%)	償還日	数量/額面	(米ドル)			投資 比率 (%)
							額面金額	取得金額	時価	
1	ALINMA 0 09/08/26 CORP	譲渡性預金	ケイマン諸島	-	2026年9月8日	5,000,000	97.886368	4,892,667.10	4,894,318.40	8.90%

2	B 03/24/26 CORP	米国財務省 短期証券	米国	-	2026年3月24日	1,500,000	99.758667	1,495,927.50	1,496,380.01	2.72%
3	BSFR 0 09/01/26 CORP	譲渡性預金	サウジアラビア	-	2026年9月1日	5,000,000	97.789677	4,887,691.70	4,889,483.85	8.89%
4	GFGCHK NOTE USD 4.70 05/26/26	OTCノート	香港	4.70%	2026年5月26日	5,000,000	100	5,000,000.00	5,000,652.78	9.09%
5	NCBKSG 0 10/13/26 CORP	譲渡性預金	シンガポール	-	2026年10月13日	5,000,000	97.49868	4,873,281.15	4,874,934.00	8.86%
6	RIBL 0 06/23/26 CORP	譲渡性預金	サウジアラビア	-	2026年6月23日	5,000,000	98.561684	4,926,208.14	4,928,084.20	8.96%
7	RJHIAB 0 08/21/26 CORP	譲渡性預金	サウジアラビア	-	2026年8月21日	5,000,000	97.93226	4,894,830.49	4,896,613.00	8.90%

上記に記載したものが2026年2月末実時点でサブ・ファンドが保有する有価証券のすべてです。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

特に別段の定めがある場合を除き、かつ常にシンガポール集団投資スキームコードの要件に従うことを条件として、以下に該当する認可投資対象に関して、各サブ・ファンドに組み入れられる資産の価額は、

(後略)

<訂正後>

サブ・ファンドの純資産額は、各取引日に計算されます。純資産額は、日本における販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

特に別段の定めがある場合を除き、かつ常にシンガポール集団投資スキームコードの要件に従うことを条件として、以下に該当する認可投資対象に関して、各サブ・ファンドに組み入れられる資産の価額は、

(後略)

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

<訂正前>

(前略)

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

<訂正後>

(前略)

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

<訂正前>

受益者に対する特典はありません。

<訂正後>

受益者に対する特典はありません。また、受益証券の譲渡制限もありません。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

<訂正前>

(1) 資本金の額

2026年3月30日現在、管理会社の払込済み資本金は6,500,000シンガポールドル（約8億54万円）です。

（後略）

<訂正後>

(1) 資本金の額

2026年3月30日現在、管理会社の払込済み資本金は6,500,000シンガポールドル（約8億54万円）であり、発行済み株式総数は6,500,000株です。

（後略）